

消費者庁入札等監視委員会 第17回会議 議事概要

開催日及び場所	令和5年 8月 3日(水) 消費者庁 7-4会議室
委員	井手 秀樹 (慶應義塾大学名誉教授) 石川 純子 (消費者力支援研究所理事長) 竹内 啓博 (公認会計士)
議事	○エシカル消費特設サイトに掲載する記事の収集、編集業務等 ○韓国における食品寄附の実態及び食品廃棄物・食品ロス削減に関する制度的対応についての調査業務 ○日経SDGsフォーラム「消費者共創会議(仮称)」の運営支援業務 ○物価に関する消費者へのリスクコミュニケーションに係る啓発コンテンツの企画・制作及び海外調査・分析業務 ○ウェブを用いた補助的な食品表示の優良事例調査事業 ○令和4年度食品表示に関する消費者意向調査 ○消費者保護に関する海外法制度調査 ○その他

○案件詳細	
【競争入札】 最低価格落札方式	契約件名: エシカル消費特設サイトに掲載する記事の収集、編集業務等 契約相手: 株式会社シード・プランニング 契約金額: 955,240円 契約日: 令和4年11月17日 担当課: 消費者教育推進課 説明内容: 一般競争入札(最低価格)を実施したもの。
【随意契約】 性質	契約件名: 日経SDGsフォーラム「消費者共創会議(仮称)」の運営支援業務 契約相手: 株式会社日経イベント・プロ 契約金額: 12,942,930円 契約日: 令和5年1月10日 担当課: 参事官(公益通報・協働担当) 説明内容: 特命(企画競争、公募及び不落・不調を除く)による随意契約を行ったもの。
【競争入札】 総合評価落札方式	契約件名: 韓国における食品寄附の実態及び食品廃棄物・食品ロス削減に関する制度的対応についての調査業務 契約相手: 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 契約金額: 6,925,105円 契約日: 令和4年11月28日 担当課: 消費者教育推進課 説明内容: 一般競争入札(総合評価)を実施し、1者応札となったもの。

<p>【随意契約】 企画競争</p>	<p>契約件名：物価に関する消費者へのリスクコミュニケーションに係る 啓発コンテンツの企画・制作及び海外調査・分析業務 契約相手：デロイトトーマツコンサルティング合同会社 契約金額：60,931,255円 契約日：令和5年3月23日 担当課：参事官（公益通報・協働担当） 説明内容：企画競争による随意契約を行ったもの。</p>
<p>【競争入札】 最低価格落札方式</p>	<p>契約件名：ウェブを用いた補助的な食品表示の優良事例調査事業 契約相手：株式会社ナビット 契約金額：1,056,000円 契約日：令和4年12月12日 担当課：食品表示企画課 説明内容：一般競争入札（最低価格）を実施したもの。</p>
<p>【競争入札】 最低価格落札方式</p>	<p>契約件名：令和4年度食品表示に関する消費者意向調査 契約相手：株式会社ネオマーケティング 契約金額：3,773,000円 契約日：令和5年1月24日 担当課：食品表示企画課 説明内容：一般競争入札（最低価格）を実施し、1者応札となったもの もの。</p>
<p>【競争入札】 最低価格落札方式</p>	<p>契約件名：消費者保護に関する海外法制度調査 契約相手：株式会社アットグローバル 契約金額：8,882,500円 契約日：令和4年12月23日 担当課：消費者制度課 説明内容：一般競争入札（最低価格）を実施し、1者応札となったもの もの。</p>
<p>委員からの意見・ 質問 それに対する回答 等</p>	<p>別紙のとおり</p>

1. エシカル消費特設サイトに掲載する記事の収集、編集業務等	
統一参加資格について本案件の参加等級をC又はDとしているが、基準はあるのか。	内閣府における契約事務の取扱いについて(平成13年1月6日総理大臣決定)において定められた予定価格帯における等級を基に内閣府所管契約事務取扱細則(平成13年1月6日内閣府訓令第38号)における基準に基づいてC又はDとした。
記事を収集する業務であるが、転用・盗用のリスクはないのか。	事業者が取材元に掲載内容及び掲載の許諾について確認の上で掲載しており、担当課の方でも内容等の確認をしている。
2. 日経SDGsフォーラム「消費者共創会議(仮称)」の運営支援業務	
本事業者との随意契約となった理由は。	本フォーラムの主催者である本事業者は、早い段階でSDGs等の活動に賛同しており、本件における告知力は限られた予算の中での費用対効果としては最大と考えられるためである。
本フォーラムに参加した事業者に対してアンケート等を行っているか。	フィードバックはいただいているが、アンケートは未実施。今後は検討していきたい。
3. 韓国における食品寄附の実態及び食品廃棄物・食品ロス削減に関する制度的対応についての調査業務	
参考見積を提出された事業者が参加せず1者応札となっているが、理由は。	1者応札に関するヒアリングの結果、本件の調達時期が年度の途中である11月、12月ごろになったため、人材が確保できなかったことが辞退の要因と聞いている。
総合評価落札方式であるが、技術点についてはどのように評価しているのか。	技術等提案書を提出した事業者を対象に技術等提案会(プレゼンテーション)を実施し、その上で当庁が求める調査内容等が提案されているかを技術等審査委員会にて審査項目ごとに評価している。
入札参加条件における過去の類似調査の実績や実施体制の要件が、入札参加の制約になっていないか。	1者応札に関するヒアリングを実施しているが、そのような意見はいただいていない。
4. 物価に関する消費者へのリスクコミュニケーションに係る啓発コンテンツの企画・制作及び海外調査・分析業務	
随意契約理由書には本件は海外における公共料金の種類等の分析を行う等の記載があるが、企業との随意契約によらなくともこの類の研究をしている大学の研究者は、かなりいると見受けられるが。	本件は、調査とリスクコミュニケーションの啓発を一体化させているもので、公共料金の調査に特化したものではないためこの方法をとったが、今後はいただいたご意見も踏まえながら進めていきたい。

5. ウェブを用いた補助的な食品表示の優良事例調査事業	
応札した事業者の入札額は他の入札参加者と比して低額であるが、業務の質は問題なかったか。	本事業者は独自の調査体制を有していることが低価格である大きな要因で、進捗や成果物等についても問題はなかった。
優良事例の優良の基準は。	例えば、原料原産地表示について重量順で1位の国名だけでなく2位、3位、と情報提供している場合や、栄養表示においては義務的栄養表示だけでなく、持病によっては注意する必要がある栄養素等を追加で情報提供している場合等を優良と捉えている。
6. 令和4年度食品表示に関する消費者意向調査	
本案件は毎年行っていると思うが、都度別の事業者が落札しているのか。	今回落札した事業者が落札するケースが多いが、別の事業者が落札したこともある。
同じ事業者が受注する場合、アンケートの対象者となるモニターも固定されてしまうのではないかと。	1万3000人ほどに調査を行い、直近の国政調査の結果を鑑みて1万人に調整した結果を公表している。本事業者が抱えているモニター数は調査している人数より多く、モニターが被らないように配慮していると理解している。
7. 消費者保護に関する海外法制度調査	
1者応札となっているが、参考見積を提出した事業者で参加しなかった理由は。	1者応札に関するヒアリングにおいて回答いただけていないので理由は不明であるが、参考見積の段階では参加に積極的であるように見受けられたので、他の案件との兼ね合いかと考えている。
本件は海外の法制度調査としているが、専門の有識者の方々であれば、そのような文献についても把握しており、そうであれば業務の主体は翻訳する作業になり今回の落札価格よりさらに低価格で行えるのではないかと。	文献化されていないものも調査していただきたいので必ずしもそういう訳ではないと考えているが、参考にさせていただく。